

大淀町空家等実態調査及び対策計画改定支援業務
に係る公募型プロポーザル実施要領

大淀町 建設環境部 建設産業課

令和 5年 5月

1. 主旨

大淀町全域の空家等の現状（件数、分布、建物や管理の状況、危険度等）を現地調査等により実態把握し、今後の計画的な適正管理、利活用の促進のための総合的な空家等データベースを作成するとともに、それら調査結果などの計画策定の基礎資料を整理し、次期計画期間における空家等対策の推進に向けた「大淀町空家等対策計画」への改定業務を行います。

また、これらの業務を一体的に推進し総合的・効果的・効率的に策定するため、一業務とし当該業務の支援について、知識、技術、経験を有する事業者に委託することとします。

2. 業務の概要

(1) 業務名称

大淀町空家等実態調査及び対策計画改定支援業務

(2) 業務内容

別紙

「大淀町空家等実態調査及び対策計画改定支援業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契締結日の翌日から令和6年3月29日（金）まで

ただし、履行期限前に納品の必要がある成果物については仕様書に定めます。

また、その他必要な場合においては別途定めます。

(4) 事業費（委託費）限度額

金 12,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含みます。）

※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格についてはこの範囲で別途算定します。

※支払いについては、業務終了後の一括払いとします。

3. 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

大淀町 総務部 建設産業課

住所 〒638 -8501 奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本 2090 番地

電話 0747-52-5501（代表 内線 140） / 0747-52-5543（直通）

FAX 0747-54-5505

E-mail kensetsusangyou@town.oyodo.lg.jp

H P <http://www.town.oyodo.lg.jp/>

4. 参加資格

令和4・5年度大淀町入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）において、資格業種「土木関係建設コンサルタント業務（都市計画及び地方計画）」に登録がある者であって、かつ参加申込書を提出し、以下に掲げる参加資格要件を満たしていると認められた者のみが、この公募型プロポーザルに参加できるものとします。

なお、複数の企業による共同参加は認めません。

(1) 資格要件として、以下に掲げる条件を満たしていること。

過去10年以内（平成25年4月1日以降）に地方公共団体発注に係る空家等実態

調査業務、又は空家等対策計画策定(改定)業務について元請けとして受託した実績(共同企業体で実施した場合は代表者としての実績に限ります。また、単に現地調査のみを行ったもの、計画策定のための社会・世論調査、アンケート調査業務のみを行ったものは除く。)を有すること。

なお、現在業務履行中の場合であっても受託実績に含むものとします。

- (2) この業務を行う期間中、次に掲げる技術者(以下、配置予定技術者という。)を配置できること。なお、配置予定技術者について、ア)とイ)は兼務不可とし、イ)については、再委託できるものとします。

ア) 管理技術者

- i) 次のいずれかの資格を有すること。

- 1 技術士【建設部門】(選択科目:都市及び地方計画)
- 2 技術士【総合技術管理部門(建設)】(選択科目:都市及び地方計画)
- 3 建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者
(選択科目:都市計画及び地方計画)
- 4 R C C M(シビルコンサルティングマネジャー)(選択科目:都市計画及び地方計画)

- ii) 本公募型プロポーザルに係る「参加申込書」の提出日の3か月以上前から、プロポーザルに参加しようとする者と直接的な雇用関係(代表者可)にあること。

イ) 照査技術者

- i) 次のいずれかの資格を有すること。

- 1 技術士【建設部門】(選択科目:都市及び地方計画)
- 2 技術士【総合技術管理部門(建設)】(選択科目:都市及び地方計画)
- 3 建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者
(選択科目:都市計画及び地方計画)
- 4 R C C M(シビルコンサルティングマネジャー)(選択科目:都市計画及び地方計画)

- ii) 本公募型プロポーザルに係る「参加申込書」の提出日の3か月以上前から、プロポーザルに参加しようとする者と直接的な雇用関係(代表者可)にあること。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

- (4) 参加申込書の提出時点及びその後契約締結までの間において国、奈良県及び本町の入札参加資格停止措置を受けていない者であること。

- (5) 破産法(平成16年法律第75号)第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。

- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。)第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条によ

る廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(8) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(9) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

5. 選定についての特記事項

この公募型プロポーザルは、空家等実態調査業務及び空家等対策計画改定業務の双方の連動性に着目し、選定にあたっては、双方の支援業務に係る提案を『大淀町空家等実態調査及び対策計画改定支援業務受託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）』において審査を行います。

なお、以下の点を選定にあたっての特記事項とします。

(1) 企画提案書等の作成・提出

「大淀町空家等実態調査及び対策計画改定支援業務」の企画提案書は **9. 企画提案書等の提出** に基づき作成の上、1 提案として提出するものとします。

この公募型プロポーザルにおいては、「空家等実態調査業務」「空家等対策計画改定業務」を通じた一連業務として業務全体について企画提案してください。

(2) 評価

「大淀町空家等実態調査及び対策計画改定支援業務」の契約は、審査結果の評価得点が上位の者を契約予定事業者とし、以降、評価得点が高かった順に次点の契約予定事業者とします。

(3) 契約

大淀町空家等実態調査業務と大淀町空家等対策計画改定支援業務を併せて一業務とし、一事業者と業務委託契約を行います。

6. 選定スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおり

内 容	期 間 等
公募の開始	令和 5 年 5 月 26 日（金） ※大淀町ホームページにて、提出書類等のダウンロードが可能です。 ※書類等の直接配布は、建設産業課にて同日より配布（土日祝日を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで）。
参加申し込み	令和 5 年 5 月 26 日（金）から 令和 5 年 6 月 5 日（月）正午まで（郵送提出の場合は必着） （最終日以外は、土日祝日を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで）。

	※参加資格の確認を行い、令和 5 年 6 月 5 日（月）午後 5 時 00 分までに参加資格の有無の確認結果について参加申込者全員に F A X にて通知します。
質問の受付	令和 5 年 5 月 2 6 日（金）から 令和 5 年 6 月 5 日（月）午後 5 時 0 0 分まで ※ F A X 送信後、建設産業課に送信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、令和 5 年 6 月 6 日（火）正午までに参加事業者全員に F A X にて行います。
企画提案書等の提出	令和 5 年 6 月 6 日（火）から 令和 5 年 6 月 1 5 日（木）正午まで（郵送提出の場合は必着） （最終日以外は、土日祝日を除く午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで）。
プレゼンテーション 審査 （書類審査）	令和 5 年 6 月 2 0 日（火）プレゼンテーション審査（予定） ※プレゼンテーション審査日は変更となる場合があります。 ※プレゼンテーション審査の詳細案内は、令和 5 年 6 月 1 5 日（木）午後 5 時 0 0 分までに F A X にて、企画提案書等の提出を行った参加事業者ご連絡します。 ※企画提案書の提出者が 4 者を超える場合は、事前に書類選考を行い、令和 5 年 6 月 1 5 日（木）午後 5 時 0 0 分までに結果を F A X にて通知します。
結果通知	令和 5 年 6 月 2 1 日（水）午後 5 時 0 0 分までに参加事業者全員に文書にて通知（予定）
契約締結	令和 5 年 6 月下旬までに契約（予定）

7. 参加申し込み

この公募型プロポーザルに参加する意思がある者は、募集要領に基づき公募型プロポーザル参加申込書等を以下のとおり町長に提出してください。提出がない場合、このプロポーザルへの参加は認められません。

(1) 受付期間

令和 5 年 5 月 2 6 日（金）から令和 5 年 6 月 5 日（月）正午まで
（郵送の場合は必着）

※持参による場合は、最終日を除き各日とも午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分までとし、土曜日、日曜日、祝日、及び各日とも正午から午後 1 時までは除きます。

※到着期限後に到着した参加申込書については無効とします。

(2) 提出方法

書留郵便による郵送、または持参により提出すること。

(3) 提出先

〒 6 3 8 - 8 5 0 1 奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本 2090 番地
大淀町役場 建設環境部 建設産業課

(4) 提出書類

提出書類は以下のとおりとします。提出書類は、日本工業規格による A 4 判の規格によることとします。

- ・公募型プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）

- ・誓約書（様式第2号）
- ・類似業務受注実績調書（様式第5号）【添付書類含む。】

（5）参加資格の確認

提出書類を基に参加資格の確認を行い、令和5年6月5日（月）午後5時00分までに参加資格の確認結果について、参加申し込みのあったすべての者へFAXで通知します（原本は追って郵送します。）。参加資格を有する旨の通知を受けた者（以下、「参加事業者」といいます。）は、企画提案書等を提出してください。

8. 質問の受付

この公募型プロポーザルや仕様書等に関する質問がある場合には、実施要領に基づく「質問票（様式第3号）」を作成し、以下の通り提出してください。

（1）受付期間

令和5年5月26日（金）から令和5年6月5日（月）

※各日とも午前9時00分から午後5時00分までとし、土曜日、日曜日、祝日、及び各日とも正午から午後1時までは除きます。

（2）提出方法

FAXにて提出すること。（持参によるものは受け付けません。）

※電話により必ず到着したか確認すること。

（3）提出先

送信先 FAX：0747-54-2050

『大淀町役場 建設環境部 建設産業課』宛

（4）回答

質問書に対する回答については、令和5年6月6日（火）の正午までに参加事業者に対して建設産業課よりFAXにて回答します。

9. 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選定に必要な書類（以下、企画提案書等といいます。）を作成し、以下のとおり町長に提出してください。なお、1者につき1つの企画提案書等の提出に限ります。

（1）提出期間

令和5年6月6日（火）から令和5年6月15日（木）正午まで

（郵送の場合は必着）

※持参による場合は、最終日を除き各日とも午前9時00分から午後5時00分までとし、土曜日、日曜日、祝日、及び各日とも正午から午後1時までは除きます。

※到着期限後に到着した企画提案書等については無効とします。

（2）提出方法

書留郵便による郵送、または持参により提出すること。

（3）提出先

〒638-8501 奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2090番地

大淀町役場 建設環境部 建設産業課

（4）提出書類

提出書類は以下の表のとおりとします。提出書類は、日本工業規格によるA4判の規格によることとします。

番号	提出書類	部数		注意事項
		(正)	(副)	
①	公募型プロポーザルに係る 企画提案書等提出書	1部	—	指定様式による（様式第4号） ※代表者印を押印してください。
②	類似業務受注実績調書	1部	7部	指定様式による（様式第5号） ※参加申し込みの際に提出のあったもの。「商号又は名称」欄は記入しないこと。契約書の写し等の添付は不要。 ※追記は可とするが、その際は追記業務に係る契約書の写し等を添付すること【(正)のみ】。
③	業務実施体制調書	1部	7部	指定様式による（様式第6-1号）
④	配置予定者調書	1部	7部	指定様式による（様式第6-2号）
⑤	見積書	1部	7部	任意様式による ※作成した事業者名を特定できる内容の記述はしないでください。 ※(正) 1部についてのみ、事業者の所在地・商号又は名称・代表者職氏名を記載の上、押印してください。 ※見積額には消費税及び地方消費税額を含みます。 ※積算根拠を明らかにした書類（様式任意）を添付してください。
⑥	企画提案書	1部	7部	指定様式による（様式第7号） ※A4版とし、ページ数は、10ページ以内とし、フォントサイズは11ポイント以上としてください。
⑦	業務工程表	1部	7部	指定様式による（様式第8号）

10. 企画提案書等の審査及び選定

- (1) 企画提案書等の審査は、審査委員会において行い、契約予定事業者を選定するほか、それ以下の順位の者を決定します。なお、審査は非公開で行います。
- (2) 提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション審査を行います。なお、参加事業者多数の場合（4者を超えた場合）は、プレゼンテーション審査に先立ち企画提案書等の審査（書類選考）を行い、上位4者をプレゼンテーション審査の対象とすることとします。

書類選考を行った場合は、令和5年6月15日（木）午後5時00分までに選考結果をFAXにて通知します（原本は追って郵送します。）。

(3) プレゼンテーション審査は、以下の内容で行います。

- ① 日 程 令和 5年 6月 20日 (火) (予定)
※プレゼンテーション審査日は変更となる場合があります。
※時間等の詳細については、後日企画提案書等の提出を行った参加事業者に対して連絡します。
- ② 場 所 大淀町役場 2階 202会議室
- ③ その他
- ・プレゼンテーションの時間は20分以内とし、その後質疑応答(10分程度)を行う予定です。5分程度の準備・片付け時間を含め、各参加事業者の配分時間を合計35分以内とします。
 - ・プレゼンテーションは、企画提案書等により行う。
 - ・プレゼンテーションの出席者は5名以内とし、本町への配置予定技術者(管理技術者)を含むこととします。
 - ・代表者以外の者がプレゼンテーションを行う場合は、委任状(別添記載例)を提出すること。(プレゼンテーション時に代表者が立ち会う場合を除く。)

(4) 審査における評価は、「評価基準表」(別紙)により行うこととし、各委員の採点結果の平均点を参加事業者の評価得点とします。プレゼンテーション審査による評価得点が上位の者を契約予定事業者に選定し、以降、順次評価得点の高かった順に次点の契約予定事業者として決定します。評価得点に同数があった場合は、審査委員会が決定します。

なお、審査にあたっては、審査委員会において評価得点の最低基準を設けます。参加事業者の数にかかわらず、審査を行い全ての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとします。

契約予定事業者が何らかの理由により、契約を行えなかった場合には、次点の事業者を契約予定事業者とします。

(5) 選定結果

審査結果は、審査及び選定の終了後速やかに、プレゼンテーション審査に参加した参加事業者にFAXで通知します(原本は追って郵送します。)

(6) その他

プレゼンテーション審査にパソコン・プロジェクター等を使用する場合は「3. 担当課」に事前連絡の上相談するものとします。

プロジェクター及びスクリーンについては事務局で用意しますが、パソコン等の機材は各参加事業者にて用意してください。

プレゼンテーション審査の場において、参加事業者名が特定可能な内容の表現(参加事業者名、参加事業者のロゴ、標語等の表示等)はしないでください。

審査及び選定結果に対する異議申立ては受理しません。

11. 契約の締結

(1) 本業務の契約予定事業者に選定された業者は、本町と協議のうえ、協議成立後、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

(契約書の作成を要します。契約事業者決定後5日以内)

(2) 契約予定事業者の行った提案は、受託者を特定するための課題に基づき作成され

たものであり、最終の仕様については、当該提案をもとに本町と協議の上で決定するものとします。

ただし、契約を締結する事業者は、企画提案書等にて提示のあった配置予定技術者等を必ず配置するものとし、当該配置予定技術者等の交代については、死亡・傷病・退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。

また、提出書類の「業務工程表（様式8）」に記載する内容を基に協議し決定した業務工程については、これに基づき業務を実施するものとし、本町の許可なく業務工程の変更はできないものとします。

- (3) 契約に向けた協議が不調のときは、審査委員会により順位付けられた参加事業者のうち、順位が上位の者から順に契約締結に向けた協議を行うこととします。

12. 参加事業者の失格

- (1) 参加事業者が以下のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① **4. 参加資格**に定める「参加資格」の要件を満たさない場合
- ② 複数の企画提案書等を提出した場合
- ③ 「企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合（所定の書類に不足がある場合を含みます。）
- ④ 提出された企画提案書等において、重要な事項についての誤脱があり、提案事項についての事実や真意の確認が取れない場合
- ⑤ 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- ⑥ 提出された見積額が事業費限度額を越えている場合
- ⑦ プレゼンテーション審査に参加しなかった場合
- ⑧ 代表者以外の者がプレゼンテーションを行う場合（プレゼンテーション時に代表者が立ち会う場合を除きます。）において、次に掲げる場合
 - ・ 代理人が委任状を提出しない場合
 - ・ 他人の代理を兼ねた場合
 - ・ 2以上の者の代理をした場合
- ⑨ 選定の公平性を害する行為があった場合
- ⑩ 前各号に定めるものほか、参加や提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

- (2) 審査及び選定の終了までに間において、上記（1）のいずれかに該当することとなった場合又は該当する事実が判明した場合には、当該参加事業者は失格とし、その参加事業者が提出した企画提案書等は無効とする。

13. その他留意事項

- (1) 「参加申し込み」の後に辞退する場合は、辞退届（様式第9号）を提出するものとし、提出方法は以下のとおりとします。なお、この手続きにより辞退した者については、これを理由として以降の入札や契約等において不利益な取り扱いを受けるものではありません。

- ・ 辞退届を持参により提出する。
- ・ 辞退届を企画提案書等の提出期限までに「書留郵便」により郵送する。

また、提出期限までに企画提案書等の提出がなかった場合においても、辞退したものとみなします。

- (2) 適正な公募型プロポーザルによる選定が行えないと認められる場合や、町のやむをえない事情が生じたときは、手続き等を延期し、中止し又は取消しをすることがあります。この場合においても、本町は損害賠償を行いません。
- (3) 各種提出書類等の作成・提出等、この公募型プロポーザルの参加に係る全ての費用は、参加する事業者の負担とします。
- (4) 提出された各種提出書類等は返却しません。
- (5) 各種提出書類等の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、本町がこの公募型プロポーザル結果の報告や公表等のために必要な場合は、各種提出書類等の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) この公募型プロポーザルの結果公表については、契約事業者決定の翌日から『建設環境部 建設産業課』において閲覧に供します。
- (7) この公募型プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、大淀町情報公開条例(令和12年12月条例第24号)に基づき各種提出書類等の公開について判断します。
- (8) 契約の不締結

審査及び選定の終了後、契約締結までの間に、契約予定事業者について以下のいずれかに該当することとなったとき又は該当する事実が判明したときは、契約を締結しないものとし、また、契約締結後については、契約を解除することがあります。

①**12. 参加事業者の失格** (1) ①から⑩のいずれかに該当する場合、または該当した事実が判明した場合

②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合

③奈良県及び大淀町において入札参加資格停止措置を受けた場合

④破産法第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをした場合又は申立てがなされた場合

⑤会社更生法第17条の規定による更生手続き開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法第30条の規定による更生手続き開始の申立てを含みます。)をした場合又は申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく更生手続き開始の決定を受けた場合であっても更生計画が認可された場合については、更生手続き開始の申立てをしなかった場合又は申立てをなされなかった場合とみなします。

⑥令和12年3月31日以前に民事再生法附則第2条による廃止前の和議法第12条第1項の規定による和議開始の申立てをした場合

⑦令和12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続き開始の申立てをした場合又は申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた場合であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合については、再生手続き開始の申立てをしなかった場合又は申立てをなされなかった場合とみなします。

⑧契約関係を継続し難い重大な事由があると認められる場合で、次の各号に掲げる場合

(ア) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時業務に係る契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第

- 6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (イ) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (オ) (ウ) 及び (エ) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (カ) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。)にあたり、その相手方が(ア) から(オ) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (キ) この契約に係る下請契約等にあたり、(ア) から(オ) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((カ) に該当する場合を除きます。)において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
 - (ク) この契約の履行にあたり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (9) その他詳細や定めのない事項については、地方自治法、大淀町契約規則、その他関係法令によるものとします。

(別紙)

大淀町空家等実態調査及び対策計画改定支援業務
公募型プロポーザル 評価基準表

評価の視点	評価項目	配点
空家等関連業務に関する実績について	・過去の類似業務履行実績(件数)	40点
業務履行体制について	・人員体制 ・実績のある従事者の配置	
業務工程(スケジュール)について	・業務工程内容	
現状把握について	・町の特性や現状の把握状況	
独自の提案について	・提案の独自性	
見積金額の評価	・価格の妥当性	
プレゼンテーション及びヒアリング	・業務に対する意欲性・コミュニケーション能力	
業務実施方針について	・業務内容の理解度 ・業務内容に対する適確性	30点
業務の流れと作業内容について	・業務の流れと作業内容	
空家等実態調査について	・現地調査に係る各種調査項目、判定項目、基準等の設定手法及び内容 ・空家候補の推定・抽出手法 ・現地調査結果のとりまとめ、データベース作成の手法及び内容	30点
空家等対策計画改定について	・現状把握及びその分析、課題抽出・整理の手法及び内容 ・現空家等対策計画の課題解決策や、今後の取組み方針の検討手法及び内容 ・各種会議の運営支援体制・内容	
合 計		100点